

身近な地域での権利擁護相談・ 支援体制の充実に向けて

～弁護士等専門家派遣事業の取り組みから～

かながわ権利擁護相談センター（通称・あしすと）では、平成十八年度の法制度の見直しに伴い、地域包括支援センターや障害者関係相談機関等地域での権利擁護相談の体制整備が図られたことを踏まえ、平成十九年度から弁護士等専門家派遣事業（県委託）を創設し、市町村による権利擁護相談や生活支援ネットワークの構築にむけた取り組みを進めてきました。

三年間の事業実施を通して見えてきた課題や、今後の事業展開の方向性を探ります。

弁護士等専門家派遣事業（以下、「派遣事業」）は、高齢者や障害者支援に関するケース会議等に弁護士や社会福祉士等経験豊富な専門職を派遣するものです。当事者の立場にたった生活支援のネットワーク構築をめざし、派遣者が専門的かつ第三者的立場から、ケースの優先課題の整理や支援者の役割分担に関する助言を行っています。

「権利擁護ネットワーク形成状況調査」から見えた課題

平成十九年度に、県内の市町村の高齢・障害担当部署や地域包括支援センター、障害者相談支援機関等を対象に、権利擁護に関わるケース会議等の実施状況や課題に関する調査を行いました（調査結果は、本会ホームページを参照ください）。

その結果、六割弱の機関でケース会議等が実施されており、開催にあたっては、「専門的な立場でケース対応のアドバイスをする助言者がいない」「権利擁護に関する事業の知識、経験をもつ参加者がいない」という課題が多くを占めていました。今後連携を深めたい関係者として「弁護士」「精神科医」があげられ、専門的な立場からの助言が必要とされている状況が明らかになりました。

派遣事業の実施状況について

あしすとでは、これまで七十五回のケース会議等に対し、弁護士六十二人、社会福祉士等四十五人（延べ百七人）を派遣しました。法律家による助言ニーズの高さ、第三者による福祉的視点の検証が必要とされるケースが多いことを

物語っています。

また、派遣事業を利用した相談機関は、行政、地域包括支援センターが多く、ケースの対象者は高齢者の割合が多くなっています。

（図1、2）ケースの中心課題としては、経済的・身体的虐待の占める割合が非常に高いことが特徴としてあげられます。（図3）

事例・認知症高齢者支援ケースから

一人暮らし高齢者のAさん。ある時から自宅に知人が出入りするようになりました。Aさん宅を訪問したケアマネジャーが、大量の借入金があることに気付き事情を尋ねたところ、「知人にお金を貸しているけど返してもらおうから大丈夫」と言っていました。ケアマネジャーは行政ワーカーに報告しましたが、Aさんの生活に問題は